



熊本県公報

第12699号

平成30年2月23日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 種畜証明書の交付…………… (畜産課) 1
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (住宅課) 1
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 漁船保険義務加入同意の承認 (登立加入区、水俣市加入区) …… (団体支援課) 2
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 熊本県貸金業事務取扱要項の一部改正…………… (消費生活課) 4

公 告

- 平成31、32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請…………… (監理課) 23
- 平成30年度経営事項審査の実施…………… (//) 23
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 28
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 28

登 載 依 頼

- 平成29年度第2回熊本県文化財保護審議会の開催…………… (文化課) 28
- アサリの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 28
- 平成29年度第2回阿蘇地域保健医療推進協議会の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会) 29

告 示

熊本県告示第127号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番 号	種畜の名号	品 種	検査 成績	飼養者	検査場所
平成30年 2月6日 (火)	11361060283	幸栄	褐毛和種	1級	熊本県農 業研究セ ンター	合志市
	11361060245	福光	褐毛和種	1級		
	11361061006	第九五月	褐毛和種	1級		

熊本県告示第128号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
NPO法人熊本どんぐり
熊本市中央区渡鹿六丁目8番45号ロゼハイツ
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
熊本市中央区渡鹿六丁目8番45号ロゼハイツ

熊本県告示第129号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、平成30年2月23日から施行する。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1長崎銀行八代支店の項中「八代市通町1番12号」を「八代市出町8番19号」に改める。

熊本県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市的石字渡り上り 1111番1地先から 阿蘇市的石字前田 1067番1地先まで	前	11.6 ～ 19.5	165.8	単災関連（迂回路設置）
			後	11.6 ～ 19.5	165.8	
				5.0 ～ 25.5	257.9	

2 区域を変更する期日 平成30年2月23日

熊本県告示第131号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、登立加入区及び水俣市加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第132号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	熊本大津線	菊池郡大津町大字杉水字下岩迫1101番3地先から 菊池郡大津町大字杉水字沖谷681番3地先まで

2 指定する期日 平成30年4月1日

3 通行方法 次の通行方法によらなければならない。

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあることを踏まえ、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は工事の実施等により変化することがあることを踏まえ、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

熊本県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡菊陽町大字原水字村上 4124番3地先から 菊池郡菊陽町大字原水字井出 上	前	17.9 ～ 22.6	127.3	単道改
一般県道	大津西合志線	4369番3地先まで	後	20.3 ～ 23.3	127.3	

2 区域を変更する期日 平成30年2月23日

熊本県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	荒尾市大字荒尾字下磯 213番2地先から 同所 241番7地先まで	114.8	防安交 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成30年2月27日

熊本県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字竹平 1078番3地先から 同所 1078番3地先まで	15.7	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年2月28日

熊本県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町上内田字辻 1002番1地先から 山鹿市菊鹿町上内田字竹の下 1149番45地先まで	120.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年2月28日

熊本県告示第137号

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項
熊本県貸金業事務取扱要項（平成19年熊本県告示第1065号）の一部を次のように
改正する。

別記様式第6号及び別記様式第6号の2を次のように改める。

別記様式第6号（第33条関係）

（日本工業規格A4）

業 務 報 告 書

熊本県知事 様

平成 年4月1日から平成 年3月31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

（ 直近の決算期 ）
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

届出者 登録番号
熊本県知事（ ）第 号
（郵便番号）

住 所
電話番号（ ） —

商 号
又は名称
氏 名 ㊟

（法人にあつては、代表者氏名）

（ 法定代理人
氏名、商号
又は名称 ㊟ ）

連絡者
所属
氏名
電話番号（ ） —

業 務 報 告 書

目 次

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 貸付金の金利別内訳
- 6 貸付金の種別内訳（除外貸付・例外貸付）
- 7 総量規制超過部分の貸付残高
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳
- 11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳
- 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 13 自己検証の状況
- 14 貸金業協会等への加入状況等

(記載上の注意)

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の 3 月 31 日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位（千円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」（又は「計」）欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第 3 位を切り捨て第 2 位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表中、「関連会社」とあるのは、提出業者の親会社、子会社及び関連会社並びに提出業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、「親会社」、「子会社」及び「関連会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条に規定する「親会社」、「子会社」及び「関連会社」をいう。
- 8 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 9 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 10 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第 3 位を切り捨て第 2 位までを記載する。
〔 例：無担保貸付残高が 55 万円、その内訳が 18.55% で 25 万円、17.80% で 15 万円、9.07% で 15 万円の場合
→ $(25 \times 18.55\% + 15 \times 17.80\% + 15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576$ (15.76%)
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。 〕

1 貸付金の種別残高

貸付種別		件 数		残 高		平均約定金利 (%)
		(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)	
消 費 者 向	無 担 保 (住宅向を除く)					
	有 担 保 (住宅向を除く)					
	住 宅 向					
	計					
事 業 者 向	無 担 保 (関係会社向を除く)					
	有 担 保 (関係会社向を除く)					
	手 形 割 引 (関係会社向を除く)					
	関 係 会 社 向					
	計					
合 計			100		100	

(記載上の注意)

- 1 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 2 「関係会社向」は提出業者の関係会社及び提出業者の親会社の関係会社に対する貸付けを記載する。
- 3 担保には保証を含まない。

2 業種別貸付残高

業種別	先 数		残 高	
	(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
農業、林業、漁業				
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、郵便業				
卸売業、小売業				
金融業、保険業				
不動産業、物品賃貸業				
宿泊業、飲食サービス業				
教育、学習支援業				
医療、福祉				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人				
特定非営利活動法人				
その他				
合 計		100		100

(記載上の注意)

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は、名寄せした債務者数を記載する。
- 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 「個人」欄の残高は、「表1」の消費者向計の残高と一致する。
- 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
	10 万円以下				
	10 万円超 30 万円以下				
	30 " 50 "				
	50 " 100 "				
	100 " 500 "				
	500 " 1,000 "				
	1,000 " 5,000 "				
	5,000 " 1 億円以下				
	1 億円超 5 "				
	5 " 10 "				
	10 " 100 "				
	100 億円超				
	合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高					

(記載上の注意)

- 貸付残高が直近の事業年度末における自己資金（法人の場合は自己資本）の額を超える貸付先すべて（ただし、当該先が 20 に満たない場合は、貸付残高上位 20 位までの貸付先）について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した書類を併せて提出する。（自己資金又は自己資本を超える貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要）
- 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。
- 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む。）の合計額を加えた額をいう。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高合計と一致する。
- 「1 件当たり平均貸付残高」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。例：1.25、0.36 等

4 貸付金の期間別内訳

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
	1 年以下				
	1 年超 5 年以下				
	5 " 10 "				
	10 " 15 "				
	15 " 20 "				
	20 " 25 "				
	25 年超				
	合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 約 定 期 間					

(記載上の注意)

- 期間は、約定期間による。
- 「1 件当たり平均約定期間」は、加重平均により小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。例：1.25、0.36 等
 例：1 年以下が 2 件、1 年超 5 年以下の 2 年が 3 件、3 年が 5 件、5 年超 10 年以下の 6 年が 3 件、7 年が 3 件の場合
 → $(1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875$ (3.87 年)
 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高と一致する。

5 貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
	10.0%以下				
	10.0%超 15.0%以下				
	15.0 " 18.0 "				
	18.0 " 20.0 "				
	20.0 " 29.2 "				
	29.2%超				
	合 計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

6 貸付金の種別残高 (除外貸付・例外貸付)

金額別		件 数		残 高		平均約定 金利 (%)
		(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)	
除 外	施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 1 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 2 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 3 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 4 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 5 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 6 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 7 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 8 号で定める契約					
	計					
例 外 貸 付	施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2 で定める契約					
	施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2 及び施行規則第 10 条の 28 第 1 項第 1 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号及び施行規則第 10 条の 28 第 1 項第 2 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号及び施行規則第 10 条の 28 第 1 項第 3 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 5 号及び施行規則第 10 条の 28 第 1 項第 4 号で定める契約					
	施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 6 号で定める契約					
	合 計		100		100	

(記載上の注意)

- 1 「除外貸付」とは、法第 13 条の 2 第 2 項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。
- 2 「例外貸付」とは、法第 13 条の 2 第 2 項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約 (法第 13 の 3 第 5 項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。) として内閣府令で定めるものをいう。

7 総量規制超過部分の貸付残高

貸付種別	先数・残高	先 数	残 高
		(件)	(千円)
総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)			

(記載上の注意)

- 「先数」は、本報告書作成時点で個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、直近で実施した法第13条の3第1項及び第2項の規定による調査（途上与信調査）の結果、同条第5項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」に該当すると認められた極度方式基本契約（下記2において「当該契約」という。）に係る個人顧客の先数を記載する。
- 「残高」は、当該契約に係る個人顧客に対する提出業者の3月末時点の貸付残高（当該契約の残元本及び当該契約以外の貸付けに係る契約を同一顧客と締結している場合はその残元本。）のうち、当該個人顧客に係る法第13条の2第2項に規定する「基準額」を超過している額を記載する。

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件 数		残 高	
	(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
10万円以下				
10万円超 20万円以下				
20 " 30 "				
30 " 50 "				
50 " 70 "				
70 " 100 "				
100 " 150 "				
150 " 200 "				
200 " 300 "				
300万円超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高				

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件 数		残 高	
	(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
10.0%以下				
10.0%超 15.0%以下				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 29.2 "				
29.2%超				
合 計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
	100万円以下				
	100万円超 500万円以下				
	500 " 1,000 "				
	1,000 " 5,000 "				
	5,000 " 1億円以下				
	1億円超 5 "				
	5 " 10 "				
	10億円超				
	合 計		100		100
	1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高				

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例：1.25、0.36等

11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳

金額別	件数・残高	件 数		残 高	
		(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
	5.0%以下				
	5.0%超 10.0%以下				
	10.0 " 15.0 "				
	15.0 " 18.0 "				
	18.0 " 20.0 "				
	20.0 " 29.2 "				
	29.2%超				
	合 計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

(1) 新規契約状況

区 分	件 数 等
新規申込件数	件
新規契約件数	件
新規契約率	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数（既存顧客との契約件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。例：1.25、0.36等

(2-1) 新規貸付状況

区 分	件 数 等
新規貸付総額	千円
新規貸付件数	件
新規平均貸付額	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2)当該年度の貸付状況」を記載すること（本表(2-1)の記載は不要）。

(2-2) 当該年度の貸付状況

区 分	件 数 等
当該年度貸付総額	千円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

13 自己検証の実施状況

自己検証の実施

(記載上の注意)

内部監査において、自己検証を行っている場合は○印を記入するとともに、「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、「自己検証リスト(案)」に準じた、自己検証の記録を添付すること。

14 貸金業協会等への加入状況等

1 貸金業協会に加盟している

2 電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している

3 一般社団法人日本クレジット協会に加盟している

4 日本クレジットカード協会に加盟している

5 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている

6 電気機械器具関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)

7 自動車関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)

8 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、協同組合連合会日本商店連盟、協同組合連合会日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)

9 建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)

10 質屋の許可を受けている

11 公益社団法人リース事業協会に加盟している

12 日賦貸金業者として登録されている

13 上記のいずれにも該当しない

(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること(指定信用情報機関を除く)

(記載上の注意)

- 1 1～13の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 一般社団法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等をいう。

別記様式第 6 号の 2 (第 33 条関係)

(日本工業規格 A4)

業 務 報 告 書

熊本県知事

様

平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 3 1 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

直近の決算期			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

届出者

登録番号

熊本県知事 () 第 号

(郵便番号)

住 所

電話番号 () ー

名 称

代表者名



連絡者

所属

氏名

電話番号 () ー

業 務 報 告 書

目 次

- 1 貸付金の内容別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 主な貸付先の状況（貸付残高上位 10 者）
- 5 貸付金の期間別内訳
- 6 貸付金の金利別内訳
- 7 貸付金の新規契約状況
- 8 自己検証の実施状況
- 9 各種団体等への加入状況
- 10 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況
- 11 生活困窮者支援貸付けの状況

(記載上の注意)

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の 3 月 31 日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位（千円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」（又は「計」）欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第 3 位を切り捨てて第 2 位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 8 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 9 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第 3 位を切り捨てて第 2 位までを記載する。
例：無担保貸付残高が 55 万円、その内訳が 18.55%で 25 万円、17.80%で 15 万円、9.07%で 15 万円の場合
→ $(25 \times 18.55\% + 15 \times 17.80\% + 15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576$ (15.76%)
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

1 貸付金の内容別残高

貸付内容	件数		残高		平均約定金利
		構成割合		構成割合	
特定非営利活動として行われる貸付け	件	%	千円	%	%
うち特定非営利活動貸付け					
生活困窮者を支援するための貸付け					
うち生活困窮者支援貸付け					
その他					
合計		100		100	

(記載上の注意)

- 1 「特定非営利活動として行われる貸付け」及び「生活困窮者を支援するための貸付け」とは、施行規則第 5 条の 3 の 2 第 2 項第 3 号に掲げる貸付けをいう。
- 2 「特定非営利活動貸付け」とは、施行規則第 1 条の 2 の 4 第 4 項の特定非営利活動貸付けをいう。
- 3 「生活困窮者支援貸付け」とは、施行規則第 1 条の 2 の 4 第 5 項の生活困窮者支援貸付けをいう。

2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		残 高	
	先 数	構成割合	残 高	構成割合
農業、林業、漁業	件	%	千円	%
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、郵便業				
卸売業、小売業				
金融業、保険業				
不動産業、物品賃貸業				
宿泊業、飲食サービス業				
教育、学習支援業				
医療、福祉				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人（生活困窮者を除く）				
生活困窮者				
特定非営利活動法人				
その他				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去 1 年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「生活困窮者」とは、施行規則第 1 条の 2 の 4 第 6 項に定めるものをいう。
- 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 事業を営む個人顧客については、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号及び第 5 号、同規則第 10 条の 28 第 1 項第 3 号及び第 4 号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第 10 条の 22 第 1 項第 4 号に掲げる金額を基に算出した法第 13 条の 2 第 2 項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 残高合計は、「表 1」の残高合計と一致する。

3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残 高	
	件 数	構成割合	千 円	構成割合
10 万円以下	件	%	千円	%
10 万円超 50 万円以下				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1 億円 "				
1 億円超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高				

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 「1 件当たり平均貸付残高」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。例：1.25、0.36 等

4 主な貸付先の状況 (貸付残高上位 10 者)

	貸 付 先	態 様	件 数	残 高	約 定 金 利	貸 付 先 の 概 要
1			件	千円	%	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
上 位 1 0 者 計						

(記載上の注意)

態様には「特定非営利対象法人」、「その他企業・団体」、「生活困窮者」、「その他個人」の別を記入する。

5 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		残 高	
	件 数	構成割合	千円	構成割合
1年以下	件	%	千円	%
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 期 間				

(記載上の注意)

- 1 期間は約定期間による。
- 2 「1件当たり平均約定期間」は加重平均により少数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。
 例：1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、3年が5件、5年超10年以下の6年が3件、7年が3件の場合
 → $(1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875$ (3.87年)
 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 3 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

6 貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残 高	
	件 数	構成割合	千円	構成割合
2.5%以下	件	%	千円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0 " 7.5 "				
7.5 "				
合 計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

7 貸付金の新規契約状況等

(1) 新規契約状況

	件 数 等
新 規 申 込 件 数	件
新 規 契 約 件 数	件
新 規 契 約 率	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件 数 等
新 規 貸 付 総 額	千円
新 規 貸 付 件 数	件
新 規 平 均 貸 付 額	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること（本表(2-1)の記載は不要）。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件 数 等
当 該 年 度 貸 付 総 額	千円
当 該 年 度 貸 付 件 数	件
当 該 年 度 平 均 貸 付 額	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

8 自己検証の実施状況

自 己 検 証 の 実 施

(記載上の注意)

内部監査において、自己検証を行っている場合には○印をするとともに、自己検証の記録を添付すること。

9 各種団体等への加入状況

1 貸金業協会に加盟している

2 全国NPOバンク連絡会に加盟している

(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること (指定信用情報機関を除く)

(記載上の注意)

1、2の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。

10 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況

(記載上の注意)

特定非営利活動貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。

11 生活困窮者支援貸付けの状況

(1) アセスメントの実施状況

(記載上の注意)

1 生活困窮者支援貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。(以下(2)及び(3)も同様)

2 「アセスメント」とは施行規則第1条の2の4第5項第1号に定めるものをいう。

(2) 上記(1)の結果に基く生活再建のための計画を策定するための措置状況

(3) 上記(2)を踏まえた貸付け相手方等の債務状況の把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第111号

平成31年度及び平成32年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の経営事項審査の申請時における審査申請の方法等について、次のとおり公告する。
平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の対象者
平成31年度及び平成32年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請の受付
平成30年度に本県が実施する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の申請を行う際（予備日を除く。）に持参した者を受け付ける。
- 3 提出書類及び提出部数
平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 1部
- 4 持参書類
別途定める経営事項審査申請に必要な書類
- 5 資格審査及び結果通知
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
 - (2) 3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直前2か年又は3か年の営業年度における工事実績がない業種については、申請を受け付けない。
なお、「解体工事業」についても、解体工事業の許可を有し、かつ、経営事項審査において解体工事業を受審していない場合は、申請を受け付けない。
 - (3) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。
なお、経営事項審査時に雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、その後、当該保険に加入し、又は適用除外となった者については、別に定める「平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領（経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について）」（以下「経審時外受付申請要領」という。）に基づき審査を行う。
 - (4) 国税及び県税に未納税額がある者の申請は受け付けない。
 - (5) 審査の結果は、平成31年3月末までに文書にて通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。
- 7 その他
 - (1) 2に掲げる申請の受付方法を原則とするが、県庁への持参又は郵送による申請も認めるものとし、その受付方法については、経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について」（以下「経審時外受付申請要領」という。）を参照すること。
 - (2) 入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目の申請を行う者は、別に定める経審時外受付申請要領に基づき別途申請すること。
 - (3) 経審時外受付申請要領は、平成30年11月頃までに定め、熊本県公報及びホームページ等に受付方法、技術事項等評価項目等を公表する。
 - (4) 入札参加者資格を保有している場合においても、電子入札システムの登録をしなければ、県の入札には参加できない。電子入札システムに必要なICカード、機器及び登録方法については、「くまもと県市町村電子入札ホームページ」を確認すること。
- 8 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

熊本県公告第112号

平成30年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申

請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた建設業者で、直近の決算日（以下「審査基準日」という。）が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの間（以下「該当期間」という。）のいずれかの日である者

2 審査日及び審査場所等

別表のとおり

3 審査日の予約

(1) 予約先

主たる営業所がある地域を所管する広域本部各地域振興局土木部又は県央広域本部土木部（熊本土木事務所）

(2) 予約の期限

平成30年11月30日

(3) 予約の方法

予約を行う審査日は、別表のうちの対象決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定による変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成30年8月1日から平成30年9月30日までの者については、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する広域本部各地域振興局土木部又は県央広域本部土木部（熊本土木事務所）の受付印があるものに限る。）を持参し、平成30年11月1日から平成30年11月30日までの間に予約することができる。

別表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成31年1月15日から受け付けるが、予備日に予約できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

ア 1の者のうち、平成31年1月11日までに経営事項審査を受審しなかった者であること。

イ 審査基準日が、該当期間内の日である建設業者で、平成30年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者であること。

ウ 民事再生法等の手続中の者であること。

4 申請の方法

経営事項審査の申請は、3により予約した審査日に、別表に指定している審査場所において、5の書類を持参して行うものとする。

5 審査日に持参する書類

(1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）

(2) 経営事項審査添付書類

(3) その他別に定める書類

6 経営事項審査の手数料及び納付方法

(1) 手数料

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額

(2) 納付方法

経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。

7 経営事項審査の結果通知

経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。

8 その他

経営状況分析は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関で行う必要がある。（登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ「登録経営状況機関一覧」に掲載）

9 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話096-333-2485（ダイヤルイン）

別表

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
熊 本	10~11月決算法人	4	18(水)、19(木)	午前9時から	4月・1月 熊本県建設会館 5月~12月 (熊本県庁本館10階 1002会議室)
	個人、12月決算法人	5	23(水)、24(木)		
		6	5(火)		
		6	20(水)、21(木)		
	1~2月決算法人	6	20(水)、21(木)		
	3月決算法人	7	17(火)、18(水)、23(月)		
	4月決算法人	8	24(金)、27(月)		
	5月決算法人	9	20(木)、21(金)		
	6月決算法人	10	18(木)、19(金)、22(月)		
	7月決算法人	11	5(月)、6(火)		
8月決算法人	11	26(月)、27(火)、28(水)			
9月決算法人	12	11(火)、18(火)、19(水)、25(火)			
	1	10(木)、11(金)			
宇 城	10~11月決算法人	4	4(水)	午前9時から (4/4、6/12は 午後1時から)	宇城建設会館
	個人、12月決算法人	4	4(水)		
		5	15(火)		
		6	12(火)		
	1月決算法人	6	12(火)		
	2月決算法人	6	12(火)		
	3月決算法人	7	11(水)		
		7	11(水)		
	4~5月決算法人	9	19(水)		
	6月決算法人	10	2(火)		
7~8月決算法人	11	22(木)			
9月決算法人	12	12(水)			
玉 名	10~11月決算法人	4	11(水)	午前9時から (4/11は 午後1時から)	玉名建設会館
	個人、12月決算法人	4	11(水)		
		5	8(火)		
		6	6(水)		
	1月決算法人	6	6(水)		
	2~3月決算法人	7	10(火)		
	4月決算法人	8	20(月)		
	5月決算法人	9	3(月)		
	6月決算法人	10	1(月)		
	7月決算法人	11	8(木)		
8月決算法人	11	16(金)			
9月決算法人	12	6(木)			

鹿本・菊池	10~11月決算法人	4	17(火)	午前9時から	菊池建設会館	
	個人、12月決算法人	5	22(火)			
		6	14(木)			
	1月決算法人	6	14(木)		鹿本建設会館	
	2~3月決算法人	7	12(木)			
	4月決算法人	8	21(火)			菊池建設会館
	5月決算法人	9	12(水)			鹿本建設会館
	6月決算法人	10	3(水)、4(木)			
	7月決算法人	11	7(水)			菊池建設会館
8~9月決算法人	12	4(火)、5(水)	4日:菊池建設会館 5日:鹿本建設会館			
阿蘇	10~11月決算法人	4	20(金)	午前9時から (4/20は 午後1時から)	阿蘇建設会館	
	個人、12月決算法人	4	20(金)			
		5	16(水)			
		6	13(水)			
	1月決算法人	6	13(水)			
	2月決算法人	6	13(水)			
		7	5(木)			
	3月決算法人	7	5(木)			
	4月決算法人	8	23(木)			
	5月決算法人	9	10(月)			
6月決算法人	10	10(水)				
7月決算法人	11	12(月)				
8~9月決算法人	12	10(月)				
上益城	10~11月決算法人	4	5(木)	午前9時から (4/5は 午後1時から)	矢部建設会館	
	個人、12月決算法人	4	5(木)			
		5	9(水)			
		6	4(月)			
	1月決算法人	6	4(月)			
	2~3月決算法人	7	2(月)			
	4~5月決算法人	9	4(火)			
	6月決算法人	10	9(火)			
7~8月決算法人	11	14(水)				
9月決算法人	12	3(月)				
八代	10~11月決算法人	4	13(金)	午前9時から	八代建設会館	
	個人、12月決算法人	5	11(金)			
		6	15(金)			
	1月決算法人	6	15(金)			
	2~3月決算法人	7	6(金)			
4月決算法人	8	17(金)				

八代	5月決算法人	9	6(木)、7(金)		
	6月決算法人	10	11(木)、12(金)		
	7月決算法人	11	1(木)		
	8月決算法人	11	15(木)		
	9月決算法人	12	13(木)、14(金)		
芦北	10~11月決算法人	4	12(木)	午前9時から 〔4/12は 午後1時から〕	芦北建設会館
	個人、12月決算法人	4	12(木)		
		6	19(火)		
	1月決算法人	6	19(火)		
	2~3月決算法人	7	3(火)		
	4~5月決算法人	9	5(水)		
	6月決算法人	10	16(火)		
	7月決算法人	11	2(金)		
8~9月決算法人	12	20(木)			
球磨	10~11月決算法人	4	10(火)	午前9時から 〔4/10は 午後1時から〕	球磨地域振興局 大会議室
	個人、12月決算法人	4	10(火)		
		6	18(月)		
	1月決算法人	6	18(月)		
	2~3月決算法人	7	4(水)		
	4~5月決算法人	9	11(火)		
	6月決算法人	10	15(月)		
	7~8月決算法人	11	13(火)		
9月決算法人	12	17(月)			
天草	10~11月決算法人	4	6(金)	午前10時から 〔5/18、6/8 9/14は 午前9時から〕	4月・5月・6月 天草広域本部 大会議室 7月以降 天草建設会館
	個人、12月決算法人	5	17(木)、18(金)		
		6	7(木)、8(金)		
	1月決算法人	6	7(木)、8(金)		
	2~3月決算法人	7	13(金)		
	4月決算法人	8	22(水)		
	5月決算法人	9	13(木)、14(金)		
	6月決算法人	10	5(金)		
7月決算法人	11	9(金)			
8月~9月決算法人	12	21(金)			
大臣	個人、10~12月決算法人	4	16(月)	午前10時から	4月 (熊本県庁本館11階 土木部会議室) 6月~11月 (熊本県庁本館10階 1002会議室) 12月 (熊本県庁本館13階 1302会議室)
	1~2月決算法人	6	25(月)		
	3月決算法人	7	24(火)、25(水)		
	4月決算法人	8	28(火)		
	5月決算法人	9	25(火)		
	6~7月決算法人	10	23(火)、24(水)		
	8月決算法人	11	29(木)		
	9月決算法人	12	7(金)		
予備日	受審要件を満たす者	平成31年	3 5(火)	午前10時から	熊本県庁本館10階 1002会議室

熊本県公告第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字引水字西鶴82番、同84番、同101番の一部、同103番1、同103番2、同104番1、同104番2、同104番3、同104番4、同104番5、同105番、里道並びに水路の一部
4,996.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区九品寺三丁目15番4号
株式会社熊本ファシリティ

熊本県公告第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営坂梨・古城地区（八反田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
平成30年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成30年2月26日から
平成30年3月26日まで
- 2 縦覧の場所 阿蘇市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登載依頼**熊本県文化財保護審議会公告第1号**

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。
平成30年2月23日

熊本県文化財保護審議会長 渡 邊 一 徳

- 1 開催日時
平成30年2月27日（火曜日）
午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 文化財の県指定等について
(2) 平成28年熊本地震に伴う被災文化財の復旧の取組みについて
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育総務局文化課文化財調査第一係
(電話096-333-2706)

天草不知火海区漁業調整委員会指示第172号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一共同漁業権漁場内で移殖する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成30年2月23日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 1 指示の内容
宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成30年3月1日から平成32年2月29日まで。

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第2号

平成29年度第2回阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年2月23日

阿蘇地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成30年2月28日（水） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県阿蘇総合庁舎 別館2階 大会議室（阿蘇市一の宮町宮地2402）
- 3 議題
(1) 第6次阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 第7次阿蘇地域保健医療計画（案）について
(3) 救急医療専門部会の報告について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
阿蘇市一の宮町宮地2402
阿蘇地域保健医療推進協議会事務局（熊本県阿蘇保健所総務福祉課内）
（電話0967-24-9030）